

第121回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和3年3月18日(木)午後2時00分
- 2 開会の日時 令和3年3月18日(木)午後2時00分
- 3 閉会の日時 令和3年3月18日(木)午後3時17分
- 4 会議の場所 岡山市役所 7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数 17名 出席 16名 欠席 1名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	10	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	13	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	出席	14	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	欠席	15	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	16	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	17	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局 担当局長 井上 満千夫	参事監 真田 明彦
総務・農政担当課長 菱川 真輔	農地担当課長 佐藤 孝司
担当課長補佐 竹田 了久	農地担当係長 奥山 英明
主任 中島 明子	

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について(地上権の設定)
- (3) 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積(下限面積)及び区域の指定の解除について
- (4) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (5) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (6) 転用事業計画変更承認申請について
- (7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
- (8) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について

(3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について

(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 連絡事項

9 議事録署名委員の番号及び氏名

2番：荒井 隆文 17番：和田 修一郎

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会
第121回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。2番 荒井 隆文 委員、
17番 和田 修一郎 委員 をお願いします。

議 長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長 (議案訂正等の説明)

先月の諮問案件について報告します。南区北七区の農地改良を目的とした4条申請は、2月26日開催の県農業会議に諮問し、許可相当との答申を受け、許可指令書を交付しています。

議 長 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、
を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請に
ついての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いし
ます。

奥山係長 1ページ1番から11番までは、受人が同一で同時申請ですので、併せて説明
します。受人は北区桑田町に居住し、世帯で約1ヘクタールの農地を耕作す
る農業者ですが、増反により芳賀の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をす
べて満たしていると考えます。

12番、受人は北区玉柏に居住し、約26アールの農地を耕作する農業者で
すが、増反により玉柏の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から12番までの12件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 2ページ13番、受人は津寺に居住し、世帯で約2.4ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により津寺の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は立田に居住し、世帯で約70アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により立田の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は和井元に居住し、世帯で約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により大崎の田を所有権移転しようとするものです。

申請書類によれば、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がなく、また、下限面積30アールも超えていますが、実態として、現在の居住地、所有機械、耕作状況等に疑義があるため、協議会で協議した結果、保留意見となりました。

16番、受人は下足守に居住し、世帯で約56アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により下足守の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、18番は受人が同一で同時申請ですので、併せて説明します。受人は平野に居住し、世帯で約38アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により吉備津の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、13番から18番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、15番は保留意見、その他5件を許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 2ページ19番、受人は令和2年4月に設立され、北区表町一丁目に本店を置き、障害福祉サービス事業を主な事業とする法人です。御津伊田の田及び畑に5年間の使用貸借権を設定し、新規に就農しようとするものです。受人は、先月、御津矢原及び建部町大田の農地について3条許可を受けています。営農計画書によると、当該法人の従業員及び同法人が運営するB型事業所の利用者により、黒ゴマの栽培を行う計画になっています。

一般法人でも解除条件付きの契約であることなど、一定の要件を満たせば農地を借り入れて農業を営むことができ、当該法人はその要件を満たしていると考えます。また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、21番は受人が同一で同時申請ですので、併せて説明します。受人は御津高津に居住していますが、御津高津の田及び畑を所有権移転して新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番、先月、空き家に付随する農地として下限面積を緩和した農地に関する案件です。受人は空き家となっていた家屋を購入し、建部町下神目に居住していますが、空き家に付随していた建部町下神目の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、また、下限面積については、先月、面積及び区域の指定を行っており許可要件をすべて満たしていると考えます。

23番、受人は建部町下神目に居住し、世帯で約62アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町下神目の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、19番から23番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

中島主任 24番、受人に非耕作地があるため、前回保留とした案件です。受人は小串に居住し、世帯で約67アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により小串の畑を所有権移転しようとするものです。

機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がなく、下限面積20アールを超えていますが、前回同様に非耕作地が解消されておらず、保留意見となりました。

25番、受人は山田に居住し、世帯で約3.1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により山田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

26番、27番は受人が同一で同時申請ですので、併せて説明します。受人は芳泉二丁目に居住していますが、26番では宮浦の畑を所有権移転し、また、27番では阿津の田に5年間の賃借権を設定して、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積20アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

28番、受人は小串に居住し、約1.1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により宮浦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

29番、受人は妹尾に居住し、世帯で約1.4ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により山田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

30番、受人は東畦に居住し、約7.2アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により東畦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

31番、受人は中畦に居住し、世帯で約1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により曾根の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

32番、受人は北区下中野に居住し、約1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により山田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

國定委員 南区協議会で24番から32番までの9件について協議したところ、事務局説明のとおりで、24番は保留意見、その他8件を許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（1）については、中・中央地区1番から南区32番までの32件の内、北・吉備地区15番と南区24番は保留、その他30件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等（2）農地法第3条の規定に基づく許可申請について、地上権の設定ですが、申請等（4）4条申請5番、6番、8番及び申請等（5）5条申請21番と同時申請であり、相互に関連がありますので、申請等（5）5条申請の最後で同時に審議します。次に申請等（3）農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）及び区域の指定の解除についての審議に入ります。御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 6ページ1番、この案件は、先月、空き家に付随する農地を空き家と合わせて取得する場合に、遊休農地の発生防止・解消を図ることを目的として、特別に下限面積を緩和するため、取得対象農地の面積及び区域を指定しましたが、下限

面積を緩和した農地について、申請等（１）農地法第３条申請２２番で所有権の移転が許可となったことを受け、指定した面積及び区域を指定から解除するものです。御津・建部地区協議会では承認意見となっています。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 それでは、申請等（３）については、１番の３筆について下限面積の指定を解除してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等（４）農地法第４条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 ７ページ１番、２番は、同じ地区で関連がありますので、併せて説明します。転用目的を貸露天駐車場とする一時転用申請で、転用期間は許可日から６カ月間です。申請地から北へ約２キロメートルに所在するマンションの大規模修繕工事にともない、当該マンションの居住者が利用しているマンション敷地内の露天駐車場が一時的に使用できなくなると、代替地の確保が必要となり、マンション居住者が大規模修繕工事期間中に使用する貸露天駐車場３７台分として申請地を一時転用しようとするものです。１番及び２番の申請地は、その間をつなぐ非農地と合わせて貸露天駐車場として一体利用する計画としています。

農地区分は、いずれも農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、１番、２番の２件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 3番、前回、保留とした案件で、転用目的は営農型太陽光発電設備の設置です。この案件は当初、令和元年10月に申請されましたが、申請内容に疑義があったため、取下げや不許可を挟み、先月まで保留となっている案件です。先月は、申請書類として必要な内容が整ったと判断されましたが、申請人が申請地周辺へ居住していないため、営農に関して地域農業者等との調整が必要であるとの意見から保留となりました。その後、申請人と地域農業者等の間で話し合いがもたれ、また、その際のやりとりを記載した書類を取り交わしており、調整が整っています。その結果、御津・建部地区協議会で協議の結果、許可意見となりました。

申請内容について、ご説明いたします。まず、お手元にお配りしています資料「営農型太陽光発電設備について」をご覧ください。営農型太陽光発電設備についての農地転用に係る取扱としては支柱の基礎部分が一時転用の対象となります。一時転用期間は3年間です。また、一時転用許可に当たり、営農の適切な継続が確実か、周辺の営農上支障がないか等をチェックします。許可後は年に1回下部農地において生産された農作物に係る状況を報告する義務があります。一時転用が終了する3年後に引き続き発電を行おうとする場合には、下部農地での営農状況を示した上で、さらに3年間の一時転用許可を取る必要があります。本申請は農業経営を安定させ継続していくために、収益性の確保と将来的な事業展開として、申請地で太陽光発電と榊の栽培によるソーラーシェアリングを行おうとするものです。

営農型太陽光発電設備への転用は、農地の上に太陽光パネルを設置しパネル下部では引き続き農業を行うというもので、通常の農地転用の審査に加えて適切に農業が行われるかどうかを審査する必要があります。計画している作物を栽培する上でパネル設置により日照が遮られることでどのような影響があるかを示した「知見を有する者からの意見書」、下部での農業に関する「営農計画書」等の添付が必要で、先月の総会で配布した資料に記載されています。「知見を有する者からの意見書」は、一般社団法人ソーラーシェアリング協会によるもので、榊については全量の日照は必要なく栽培に支障ない範囲での遮光であれば問題なく生育する。栃木県鹿沼市、栃木県藤岡町での榊の生育事例からも品質・収量に問題ない、という内容です。その

他、支柱の高さ、農作業のできる空間確保など営農型発電設備の設置の基準も満たすものと考えられます。また、資金や被害防除計画等の一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、3番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

中島主任 7ページ4番、転用目的は露天駐車場です。申請人は妹尾に居住し、約15アールを耕作する農業者ですが、駐車場が不足しているため、自宅や所有農地から近い自己所有地である申請地を露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500メートル以内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、6番、8番については、申請等(5)5条申請の最後で一括して審議いただきます。

7番、転用目的は農家住宅及び露天農機具置場です。申請人は、奥迫川に家族4人で居住し、約87アールを耕作する農業者ですが、住居が手狭になったため、申請人の所有地であり、現住居に隣接する申請地に農家住宅及び露天農機具置場を建築しようとするものです。なお、現住居には子が引き続き居住します。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

國定委員 南区協議会で、4番、7番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（４）については、中・中央地区１番から南区８番までの８件の内、南区５番、６番及び８番を除く５件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に、申請等（５）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 ９ページ１番、令和２年１０月農振除外済みの案件で、転用目的は墓地及び納骨堂です。申請人は昭和２８年に設立され、北区伊福町三丁目に主たる事務所を置く宗教法人で、不受不施日蓮講門宗妙講山霊源寺を運営しています。現在、申請人は固有の墓地及び納骨堂を所有していないことから、檀家及び総代会等檀信徒の運営組織からの要望を受け、当該法人役員所有の申請地の所有権を移転し、墓地及び納骨堂を設置しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

２番、令和２年１０月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場及び露天資材置場です。申請人は昭和４０年に設立され、大阪市北区西天満三丁目に本店を置き、建設土木業を主な事業としています。現在、申請地は一時転用許可を受け、仮設現場事務所及び露天駐車場、露天資材置場として使用されています。仮設事務所は撤去しますが、露天施設は今後も引き続き使用するため、申請地に賃借権を設定し、露天駐車場及び露天資材置場として永久転用申請するものです。

農地区分は、インターチェンジ入口から半径３００メートル以内の３種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、事業計画を勘案すると妥当な面積であると考えます。また、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

3番、令和2年10月農振除外済みの案件で、転用目的は老人デイサービスセンター、優良な有料老人ホーム、看護小規模多機能型居宅介護施設、老人短期入所事業施設です。申請人は平成9年に設立され、倉敷市茶屋町に本店を置き、福祉事業を主な事業としています。申請地は岡山西バイパスや県道の近隣で交通の便が良く、また、申請地周辺地域において高齢者福祉サービスのニーズが高まっており、十分な利用者が見込める申請地に賃借権を設定し、老人デイサービスセンターなどの施設を整備しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、事業計画を勘案すると妥当な面積であると考えます。また、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は露天駐車場で、永久転用目的の一時転用申請です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は、平成10年に設立され、北区矢坂東町に主たる事務所を置く医療法人です。現在、申請人が経営する歯科診療所に隣接する駐車場4台分を従業員及び来客者が使用していますが、事業拡大に伴い駐車場が不足しており、既存駐車場に隣接する申請地に賃借権を設定して既存駐車場と一体利用するため、露天駐車場17台分として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から4番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5番、転用目的は露天駐車場で、永久転用目的の一時転用申請です。転用期

間は許可日から3年間です。申請人は、平成15年に設立され、北区足守に主たる事務所を置き、特定非営利活動を主な事業とし、申請地の近隣で保育園を運営していますが、障害児通所支援事業、放課後児童クラブも運営しているため、園児や学童の送迎時は駐車場が不足しており、一時的に路上駐車せざるを得ない状況となっています。その状況を解消するため、施設に隣接し便利の良い申請地に賃借権を設定し、駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、令和元年11月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、倉敷市神田一丁目の借家に単身で居住していますが、結婚を機に住居を新築する計画とし、実家に近く、また、将来、農業の手伝いや両親の面倒を看るのに都合の良い父所有の申請地に使用貸借権を設定して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は障害福祉サービス事業施設です。申請人は、昭和31年に設立され、倉敷市栗坂に主たる事務所を置く社会福祉法人です。申請地は当該法人の母体から約0.6kmの距離にあり、既設の施設と一体となった総合的な障害者支援が行えるものと考えており、また、近隣にある医療施設の協力も得られるため、密接に連携した支援サービスが提供できる適地であるとも考え、さらには、岡山市が実施する「令和3年度社会福祉施設等整備費補助対象事業」にも選定されています。そのため、申請地を所有権移転し、障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業の機能を有する一体型施設の敷地として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、公益的施設に該当し、例外的に許可が可能です。転用面積については事業計画を勘案すると妥当な面積であると考えます。また、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、5番から7番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 8番、転用目的は、簡易倉庫及び車両置場です。受人は平成4年に設立され、北区御津伊田に本店を置き、自動車修理・販売を主な事業としています。近年、修理依頼を受ける車両が大型車両となり、既存の敷地のみでは手狭となったため、事務所及び既存露天展示場に挟まれた便利な場所に位置している申請地を所有権移転し、簡易倉庫及び車両置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、8番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

中島主任 9番、転用目的は露天資材置場で、永久転用目的の一時転用申請です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は平成30年に設立され、南区妹尾に本店を置き、土木建設工事業を主な事業としています。事業拡大により資材置場が不足しているため、本社や取引先に近い申請地に使用貸借権を設定し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500メートル以内の宅地割合が4

0%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、11番は受人が同一で同時申請ですので、併せて説明します。転用目的はいずれも露天駐車場です。申請人は平成29年に設立され、都窪郡早島町前潟に本店を置き、運送業を主な事業としています。事業拡大により駐車場が不足しているため、本社に近く、国道2号線に隣接し便利の良い申請地を所有権移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。転用面積は、大型車両29台の駐車場であり妥当な面積と考えます。また、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は露天駐車場です。申請人は令和2年に認可を受けた地縁団体で、町内会の事務所に駐車場がないため、事務所に近い申請地を所有権移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番から15番は同じ地区に関連がありますので、併せて説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

13番、申請人は福田の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、夫婦それぞれの実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

14番、申請人は玉野市長尾の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、夫婦それぞれの実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人は福成一丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、夫の勤務地に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、17番は受人が同一で同時申請ですので、併せて説明します。転用目的はいずれも露天資材置場の敷地拡張です。申請人は昭和52年に設立され、兵庫県姫路市に本店を置き、建設機材のリース業を主な事業としています。事業拡大により資材置場が不足しているため、既存露天資材置場の隣接地である申請地に賃借権を設定し、一時転用許可を受け露天資材置場として使用しています。今度も引き続き使用するため、永久転用申請するものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500メートル以内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番、19番は同じ地区で関連がありますので、併せて説明します。平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的はいずれも自己住宅です。

18番、申請人は東京都北区志茂四丁目の研修施設の寮に居住していますが、この度、研修を終え、岡山市へ帰ることになりました。そのため、申請人のおじが所有する農地であり、また、勤務先への通勤に便利な申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

19番、申請人は北区富田の持家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、申請人の弟の所有地であり、また、仕事の取引先が近い申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現在の住居には申請人の母が引き続き居住します。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、親族の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、転用目的は自己住宅です。申請人は南区浦安南町の妻の実家に家族7人で居住していますが、子どもの成長に伴い住居が手狭になったため、勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には引き続き妻の両親等が居住します。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番は、この後、一括して審議いただきます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を
をお願いします。

國定委員 南区協議会で、9番から20番までの12件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（5）については、中・中央地区1番から南区21番までの21件の内、南区21番を除く20件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。なお、3番、7番、10番及び11番は転用面積が3,000㎡を超えていますので、3月29日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。次に、申請等（2）3条申請、地上権の設定1番、申請等（4）4条申請5番、6番、8番及び申請等（5）5条申請21番について事務局から説明をお願いします。

中島主任 5ページ3条申請、地上権の設定1番と同時申請の7ページ4条申請5番、6番、8ページ8番、12ページ5条申請21番について、一括して説明します。本日、お手元に申請内容の資料、概要のみになりますが配布しておりますので、合わせてご確認ください。

営農継続型太陽光発電設備についての農地転用に係る取扱は、4条申請3番御津石上の案件で説明したとおりです。4条申請8番、5条申請21番の申請地は農用地区域内の農用地であり、転用目的は営農型太陽光発電設備で、一時転用です。一時転用期間は許可日から3年間です。4条申請の申請人は農業経営を始めるに当たり、収益性の確保と本格的な農業の基盤作りのため、所有している申請地で太陽光発電と原木シイタケのソーラーシェアリングを行おうとするものです。また、4条申請の申請地に隣接している妹の所有地でも太陽光

発電と原木シイタケのソーラーシェアリングを行うため、5条申請において使用貸借権を設定します。また、妹の所有地では太陽光発電設備設置者と営農者が異なるため、5ページ3条申請1番において受人が営農型太陽光発電設備設置のための地上権設定を行うものです。営農継続型太陽光発電施設への転用は、農地の上に太陽光パネルを設置しパネル下部では引き続き農業を行うというもので、通常の農地転用の審査に加えて適切に農業が行われるかどうかを審査する必要があります、計画している作物を栽培する上でパネル設置により日照が遮られることでどのような影響があるかを示した「知見を有する者からの意見書」、下部での農業に関する「営農計画書」等の添付が必要となります。「知見を有する者からの意見書」は、日本きのこセンターからによるもので、シイタケ菌は高温に弱く直射日光を遮り通風をよくするため太陽光パネル下部での栽培は問題なく、4年間で原木1本当たり生シイタケ1キログラム程度の生産量は妥当な数字であり、生産量の安定性を高めるため散水等の施設整備が必要である、という内容です。また、4条申請5番、6番は同じ申請地で、転用目的は農地改良工事のための一時転用です。申請地を農地改良し、太陽光発電と原木シイタケのソーラーシェアリングを行おうとするものです。農地改良期間は許可日から6カ月です。これらの申請については、意見書や営農計画書など必要最低限の書類は整っているので受理しましたが、南区協議会で協議した結果、申請人は新規就農者であるが、約7,000㎡もの農地でシイタケの原木栽培を行うことが、現実的に可能なのかが、提出された書類だけでは明確ではないこと、提出書類に記載された内容や数値に疑義が生じていること等により、いずれの申請も保留意見となりました。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國定委員 南区協議会で申請等（2）3条申請、地上権の設定1番、申請等（4）4条申請5番、6番、8番、及び申請等（5）5条申請21番の5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも保留意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 それでは、申請等（２）南区１番、申請等（４）南区５番、６番、
８番、及び申請等（５）南区２１番については、いずれも保留と決定
してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。次に、申請等（６）転用事
業計画変更承認申請についての審議に入ります。南区の説明を事務局
からお願いします。

中島主任 １３ページ１番、当初は令和２年６月８日に転用目的を分家住宅として農地
法第５条許可を所有権移転として受けましたが、その後、計画変更して権利設
定を使用貸借権に変更しようとするものです。事業者、転用面積などの変更は
なく、問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見
をお願いします。

國定委員 南区協議会で、１番の１件について協議したところ、事務局説明のとおりで、
承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（６）については、南区１番の１件を承認と決定し
てよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。次に、申請等（７）岡山市農
用地利用集積計画の決定について、所有権の移転について審議します。
事務局から説明をお願いします。

奥山係長 １４ページ中・中央地区１番の１件です。この案件は、農地中間管理機構で
ある担い手育成財団が行う売買事業で、財団から担い手への所有権移転です。
計画内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしてい
ると考えられ、地区協議会の審議では、承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（７）岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等（８）農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 15 ページ中・中央地区 1 番から 21 ページ南区 26 番までの 26 件で、権利の種類及び内容をご覧のとおりで、いずれも相続による所有権の取得です。あっせん希望は、5 番が有り、その他は有りません。あっせん希望有りのものは、内容を確認し、担当委員と協議予定です。各地区協議会の協議では、全件受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等（８）の 26 件については、全件受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。次に、報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告（１）農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届については、22 ページ 1 番から 5 番までの 5 件です。転用目的は、貸露天駐車場等 2 件、貸露天資材置場 1 件、宅地造成 1 件、敷地拡張 1 件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告（２）農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届については、23 ページ 1 番から 24 ページ 12 番までの 12 件です。転用目的は、分譲住宅 1 件、敷地拡張 3 件、ガス調圧室設置用地 1 件、露天駐車場 1 件、住宅用地 1 件、自己住宅 3 件、工場 1 件、分譲住宅地 1 件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告（３）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知については、25 ページ 1 番から 28 ページ 24 番までの 24 件で、解約理由は、22

番が転用目的、その他は耕作目的です。離作料は、記載のとおりとなっております。

次に、報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、２９ページ１番から５番までの５件で、内容は、進入路１件、農業用倉庫２件、農作業場１件、農作業場・農機具置場１件です。

最後に、報告（５）農地改良届については、３０ページ１番から３番までの３件で、内容は、果樹園３件です。

議 長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 （第２号議案について説明）

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他にありませんか。

事務局 次回総会予定（４月１９日（月） 岡山市役所７階大会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後３時１７分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員